

令和元年行（ウ）第3号 公文書非開示決定処分取消請求事件

原告 井原勝介

被告 岩国市代表者兼処分行政庁 市長 福田良彦

準備書面

令和元年11月7日

山口地方裁判所 民事部 御中

原告 井原勝介 印

訴状について、下記の通り、主張を補充します。

記

1. 第2の2の（1）について

岩国市議会に諮ることなく、もちろん市民に説明することもなく、外国の機関と市民の権利利益に係る協定を締結することは、被告の権限濫用であり、本来公開されて然るべき協定書を非開示とする被告の主張は、法的保護に値しない。

2. 第2の2の（8）のエについて

条約を例にあげるまでもなく、外国の機関との協定は、当該外国の公用語と日本語の両方により作成、締結されるのが常である。協定書についても、英語版はもちろん、日本語版も作成されているはずであり、条例に基づく開示請求が両者を対象としていることは言うまでもない。